

2019年 法改正セミナー

新処遇改善加算と有給休暇取得義務化 に向けた準備と対応策

2019年10月の消費税増税に合わせて介護報酬が改定されます。注目すべきは勤続10年以上の介護福祉士への新たなる処遇改善加算の動向です。また、介護保険法だけではなく、「働き方改革」関連法の成立により、年間5日間の有給休暇義務化が4月から始まります。今回のセミナーでは、注目すべき法律改正の最新情報と対応策をお伝えし、また「キャリアパス要件」として重要な評価制度と賃金制度の運用についても介護事業所の支援実績から得られた実例を通じて、意点をわかりやすく解説いたします。

セミナーの内容

1、新処遇改善加算の解説と事前対策

- ・今年の臨時介護報酬改定に伴う新処遇改善加算の解説と事前対策

2、働き方改革と有給休暇の取得義務化

- ・4月からの法改正「有給休暇取得義務化」の解説と事前対策

3、【事例で解説】キャリアパス・評価制度・賃金制度の運用のポイント

- ・「キャリアパス要件」として重要な評価・賃金の運用について
- ・福祉分野におけるこれからの評価制度・賃金制度
- ・職員の育成につながる評価制度とは

【日時】平成31年3月1日(金)
13:30～16:30 (開場13:15)

【参加費】 5400円/事業所
(1事業所 2名様迄ご参加頂けます)
【場所】 新宿区産業会館(BIZ新宿)
新宿区西新宿6丁目8番2号
地下鉄 西新宿駅 徒歩5分
【定員】 16名 (定員なり次第締め切り)

【講師紹介】

介護業界専門の社労士
人財定着コンサルタント

林 正人

<http://www.hayashi-consul-sr.com>

介護事業に特化した社労士事務所として、労務管理に加え、人財定着・人財育成及び組織活性化コンサルティング支援を全国で行っている。全国の社会福祉協議会、商工会議所等での講演やセミナー・研修は年間60回を超える。



お申込み： 下記に必要事項を記入し、FAX: 03-6435-7076 迄返送ください。

法人名		出席日程	①3月1日	②3月26日
参加者名		役職		
住所		電話	()	
E-MAIL	@	FAX	()	

※今後、このようなファックスが不要の場合は、お手数ですが、法人名とFAX番号のみご記入の上、ご返送いただければ幸いです。